

# 結婚新生活を応援します

いすみ市では、新婚世帯の新生活を経済的に支援するため、住宅の賃貸・引越し費用について補助します。

## 対象となる世帯

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象になります。

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届を受理された世帯
- ②夫婦共に婚姻日における年齢が39才以下かつ世帯所得が500万円未満の世帯
- ③夫婦の双方又はどちらかが市の住民基本台帳に記録されている世帯
- ④市長が指定する講座等のいずれかを交付決定年度内に夫婦共に実施していること。

\*詳しくは、【裏面】チェックシートでご確認ください。

## 補助金額

夫婦共に29歳以下の世帯	最大60万円
夫婦共に39歳以下の世帯	最大30万円



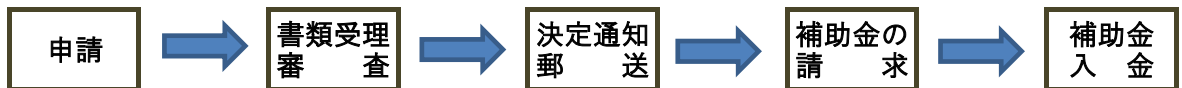
## 対象となる経費

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに要した費用
- ・住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
  - ・引越費用（引越業者又は運送業者への支払いにかかる実費）

## 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで  
※予算額に達した時点で申請の受付を終了します。

## 申請から補助金受給までの流れ



★ 申請前に、必ず「子育て支援課」へ事前確認をお願いします。 ★



### 《 問合せ先 》

いすみ市役所 子育て支援課 子育て支援班  
TEL 0470-60-1120  
メール zidou@city.isumi.lg.jp

## いすみ市結婚新生活支援事業 補助対象要件チェックシート

申請前に、下記の補助対象要件を満たしているかご確認ください。

チェック欄	対象要件（下記のすべてに該当していること。）
<input type="checkbox"/>	令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を受理されている。
<input type="checkbox"/>	婚姻届を受理された日における夫婦の双方が39歳以下である。
<input type="checkbox"/>	夫婦の双方またはいずれかが属する世帯である。
<input type="checkbox"/>	夫婦の前年(1月から7月までに申請する場合は前々年)の所得を合算した額が500万円未満であること。 *貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除できます。
<input type="checkbox"/>	補助申請時にいすみ市に居住し住民票の登録があること。
<input type="checkbox"/>	講座等を夫婦共に実施していること。
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	世帯全員に市町村民税の未納がないこと。
<input type="checkbox"/>	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
<input type="checkbox"/>	世帯全員が暴力団員でないこと。

## 提出書類チェックシート

チェック欄	提出書類（申請時にすべて書類がそろっているかご確認ください。）
<input type="checkbox"/>	いすみ市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	世帯全員分の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	所得証明書（夫婦の前年(1月から7月までに申請する場合は前々年)の所得がわかるものに限る。）
<input type="checkbox"/>	住宅の賃貸借契約書および領収書の写し
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	世帯全員の市町村民税の未納がないことがわかる書類（納税証明書等）
	<b>【該当する場合】</b>
<input type="checkbox"/>	引越費用に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額がわかる書類

※必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

## 補助金の算出例

【例】 夫（世帯主30歳、所得280万円）、妻（28歳、所得100万円）

R8年5月1日に婚姻届を提出し受理され、市内の賃貸物件に引越し住民登録をした。

R8年7月に交付申請を提出。

### ①結婚を機に新たに住宅を賃貸した際の費用

月額50,000円×2か月 共益費3,000円×2か月 敷金・礼金200,000円

勤務先から住宅手当10,000円

$(50,000円 - 10,000円 + 3,000円) \times 2 \text{ か月} + 200,000円 = 286,000円$

### ②住居への引越費用

引越業者への支払い 40,000円

\*①+②=326,000円 この場合の補助金額は、上限の30万円になります。

（夫婦共に29歳以下の場合は、上限60万円となります。）